

福井県認定職業訓練関係および技能検定関係に係る優良事業所、団体および功労者表彰要領

1. 目的

認定職業訓練および技能検定の推進について、その業績が極めて優良で他の模範と認められる事業所、団体および功労者を表彰することにより、認定職業訓練および技能検定の推進と技能水準の向上に資するとともに、広く県民に職業訓練に対する認識を深めることを目的とする。

2. 表彰基準

(1) 認定職業訓練関係

イ 事業所および団体

- (イ) 当該年度の2年前の4月1日以前に職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練を開始し、当該年度の11月1日現在継続して認定職業訓練を実施していること。
- (ロ) 労働基準法、労働安全衛生法等労働関係法令の遵守の状況が良好であること。
- (ハ) 当該職業訓練が的確に実施されていること。
- (ニ) 当該年度（11月1日現在）の訓練生の数が、1訓練科について10人以上であり、かつ、前年度における訓練生の平均出席率が80%以上であること。

ロ 功 労 者

- (イ) 認定職業訓練の振興育成に多大の貢献をしていると認められるものであること。
- (ロ) 認定職業訓練に係る業務に7年以上従事しているものであること。
- (ハ) 犯罪者、犯罪容疑者、公正取引委員会の立入検査を受けた企業に所属するもの、公害発生企業に所属するもの等、県民感情にそぐわないものでないこと。

(2) 技能検定関係

イ 事業所および団体

- (イ) 技能検定に関し、永年にわたり多大の貢献があり、他の模範と認められるものであること。
- (ロ) 労働基準法、労働安全衛生法等労働関係法令の遵守の状況が良好であること。

ロ 功 労 者

- (イ) 技能検定の推進に多大の貢献をしていると認められるものであること。
- (ロ) 技能検定委員として通算10年以上従事しているものであること。
- (ハ) 犯罪者、犯罪容疑者、公正取引委員会の立入検査を受けた企業に所属するもの、公害発生企業に所属するもの等、県民感情にそぐわないものでないこと。

3. 被表彰者の選定

被表彰者は、福井県職業能力開発協会長が推薦したもののうちから知事が決定する。

4. 表彰の方法等

表彰は毎年1回、表彰状および副賞を授与して行うものとする。

5. そ の 他

この表彰に関し必要な事項については別に定める。

表彰状

様

あなた（貴社・貴組合）は永年にわたり認定職業訓練の推進と発展に尽力され、県内産業の発展に貢献されました。よってその功労を称えここに表彰します。

年 月 日

福井県知事 杉本 達治

印

表彰状

様

あなた（貴社・貴組合）は永年にわたり技能検定の推進に尽力され県内産業の発展に貢献されました
よってその功労を称えここに表彰します

年 月 日

福井県知事 杉本 達治

印